第2回 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 議事要旨

1. 日 時 平成23年10月25日 19:00~21:00

2. 場 所 あんさんぶる荻窪 4階第1教室

3. 出席者 構成員16名

4. 資料一覧

次第

資料2-1 第1回議事録

資料2-2 第1回議事要旨

資料2-3 質問に対する回答

資料2-3-1 質問に対する回答(追加分)

資料2-4 古川構成員提出資料

資料2-4-1 古川構成員要求資料

資料2-5 検討の進め方

資料2-6 地上部街路に関する必要性(整備効果)のデータについて(杉並区版)

資料2-7 中島構成員提出資料

資料2-8 資料2-4 (古川構成員からの質問)に対する回答

参考資料 第1回話し合いの会傍聴者からのご意見カード

5. 議事

(1)前回の議事の確認等について

構成員 A: 議事要旨で、私の3つの質問のうち、宿題が1つ抜けている。2番目と

3番目の質問は全然違う。2番目は外環本線が集約して地下に入ったことについての問題、3番目は地上部街路は現状を維持するということに

ついての問題である。

資料2-3には入っているが、議事要旨にも入れてほしい(p.3~4)

事務局: ご指摘のとおり修正して公表することとしたい。(p.4)

前回から持ち越した事項について都から資料2-3、2-3-1、2-5、及びプロジェクターを用いて説明

構成員 B: 日程を決める際には参加者の都合も考慮して決めてほしい。この会は絶

対に欠席できないという責任があり、急に日程だけ知らされても調整で

きない。皆さんが参加できる日を確認して決定してほしい。(p.8)

都: そのように努力していきたい。(p.9)

構成員B: 前もって1ヶ月くらい前に教えてほしい。(p.9)

都: 次回は改善したい。(p.9)

構成員 C: どうして名称を「外環の2」に変えたのか。(p.9)

都: 会議名称も地上部街路を使用しているので、今後地上部街路で統一して 使っていく。(p.10)

構成員 C: 本線を地下にしたら地上部はいらない。皆さん今のところに住み続けたいということで反対している。どうしても都市計画という形にして、今後整備することにするのなら私たちに用はない。(p.10)

都: そういう意見も含めて必要性やあり方などについて掘り下げた話し合いをして、都市計画の方針をつくっていきたい。整備が前提ということではなく、地域の課題等を皆さんと共有していきたい。皆さんと必要性やあり方について議論して、必要であれば整備し、必要でなければ、代替機能を確保して道路を廃止するという選択もあるのではないかと考えている。(p.10)

構成員 C: 本線が地下になった以上、地上部はいらないという認識である。(p.10)

都: 地上部街路が不要というご意見は伺っておく。(p.10)

構成員 D: 資料2-3に地域の実情や意向というように記載されているが、これは 地域の意向を元に検討するメニューを示したということか。(p.11)

都: 地域の意向だけで決まる話ではなく、総合的に判断することになる。 広域的な機能も道路は有しているので、そういうものも勘案すると共に、 地域の意見も十分勘案して都市計画の方針を立てていきたい。(p.11)

構成員 D: 「地域の意向」というのは「地域住民の意向」ということになるのか。 (p.11)

都: この説明は平成 13 年に国土交通省と東京都が公表したパンフレットに 書いてある言葉であり、趣旨としては「地域住民の意向」をしっかり聞いていくということである。(p.11)

構成員 D: 明示されたメニューには地域の意向が反映されているということか。 (p.11)

都: パンフレットに記載されているメニューは行政で作成したものであり、 今後地域の意向を聞いていこうというものである。(p.11)

構成員 D: 行政で考えたということで理解した。

外環の2は外環本線と一体のものと私は理解している。

本線が地下に潜ったら、地上部は今の状態で保たれる。それでなにも不便はない。

それがなぜか道路は必要だと言われているところが理解できない。(p.12)

都: 外環本線と外環の2とは別々に都市計画決定された過程がある。 外環の2は幹線道路、都市計画のネットワークを形成する路線であり、 その機能は今でも有している。この機能は本線が地下化されてもなくな るものではない。(p.12)

構成員 E: 杉並区では南北交通がうまく通じていない。せっかく地上部街路の検討が始まったので、このまま進めてもらいたい。

私は反対だ、移転はしたくない、と言っていたのでは話が進まない。譲るところは譲って、道路を早急に整備してもらいたい。(p.12)

構成員 C: 本線が地下になっていることは納得した。外環の2と称して、地上部で

の道路整備が生じ、立ち退きも生じる。本線が地下に入ったからといって外環の2は地上部へ、ということは許されない。(p.13)

都: 外環の2という都市計画が現実として残っており、都市計画制限もある。 これをどうするか決めていく。

必要ないという考えや、立ち退きが必要になるというお気持ちでいるのは良く分かった。

立ち退きの話や、例えば他の方法で地上部街路が持つ機能を代替するなど、その取扱をどうするか、あり方をどうするかという議論をまずしなければ、造るのか造らないのかという議論がはっきりしない。(p.13)

構成員B: 最初から本線と外環の2の両方を地上で整備するということであれば、 私は地上の方が賛成であった。

地下化すれば地上では何もできないということで泣く泣く承諾した。それなのに急に地上部街路を整備するという。石原知事を連れてきてほしい。(p.13)

構成員 A: 今の問題は納得いくまで話し合いすべき。(p.14)

基本的な問題であるが、資料番号のとりかたを再検討して欲しい。個々の資料毎に番号をつけるべきではないか?(p.14)

前回は、東京都と住民の間に大きな隔たりがあるということを確認できた。(p.14)

都は外環の2は地上に残っていると言い続けているが、私たちはこれまでの石原都知事発言、扇元国交大臣発言、公式文書から、外環の2は本線とともに地下に移ったという認識に立っている。(p.15)

この会はまず外環の2の経緯について共通の認識に立つことが必要である。(p.15)

「外環計画のたたき台」パンフレット(平成13年4月)の5頁に外環の構造図が出ているが、「高架方式の自動車専用道路と幹線道路の広域機能を集約して全線地下構造の自動車専用道とする」とある。集約とは本線と外環の2を合わせて地下化するということで地上にあった外環の2はなくなり、それでこの5つメニューから選ぶということと理解している。(p.17)

平成 14 年 11 月の有識者委員会の最終提言と、それを受け国交大臣と 都知事が発表した平成 1 5年 1 月の外環の方針の2点が資料から抜けて いる。(p.17)

平成 15 年 3 月に都が出した公式文書で、地元の意向を踏まえながら地上部街路の設置を検討するとある。自治体の意向によってメニューを選べると理解している。(p.18)

平成 17 年 1 月の都の方針で「外環の2の計画は残る」とあるが、これが大臣発表と矛盾する。(p.19)

石原知事が記者会見で「あの下をくぐる、そういう工法でやりますので」 と発言している。(p.20)

凍結宣言が出された理由を答えていただきたい。(p.20)

本線と外環の2を集約しても地下には入っていないと都は言うが、我々は理解できない。(p.20)

パンフレットに皆さんが望めばそういうようになるとあるが、そこまで言えるのか。(p.21)

最も重要なのは最後の石原知事の発言、これについて都はどのように考えているのかを聞きたい。(p.21)

都: 凍結された理由は、地元と話しうる条件が整わない状況で強行すべきではないということ以上の回答はない。

平成 14 年 11 月の有識者委員会の最終提言が外環の2は棚上げにした会議だったかという点については、ホームページでも確認できるように本線についての話し合いだったと確認している。

平成 15 年 3 月の国交大臣・都知事発表方針については、地上部街路について記載があると認識している。

平成 17 年 1 月発表の都の基本的考え方については、平成 15 年 3 月の 方針に地上部街路の記載があると認識していることから、提示した項目 が矛盾しているとは考えていない。(p.21)

構成員 A: 平成 15 年3 月の方針は、本線だけの話だけと思っているのか。(p.22)

都: 平成15年3月には地上部街路についての話もしたと考えている。(p.22)

構成員 A: そうすると、自治体ごとに外環の2を整備するかどうか決められ、その メニューを検討する会議ということなら理解できる。

もう1度聞くが、この地上部街路は外環の2ということでよいのか。(p.22)

都: これは青梅街道以南の外環の2を廃止するという記載ではないため、あり方や必要性を検討していくべきと考えている。(p.23)

構成員 A: 自治体の希望によってはできると書いてある。そうなると今までネット ワークとして外環の2を一体のものとして話をされてきたが、切り分け た外環の2でも良いということか。(p.23)

都: ネットワーク等の各機能が代替されなければ都市計画道路を廃止できる かどうかは決められない。

地元の区や住民の希望、意見はしっかり聞き、広域的な機能も考慮して都市計画の方針をつくらなければならない。(p.23)

構成員 A: この会は地上部街路のメニューを選ぶ会議なのか。(p.23~24)

都: まずは、道路が必要なのか、あり方がどうなのかを地域の課題を皆さんと共有しながら検討していきたい。(p.24)

構成員 A: 石原知事の発言に関してはどうか。住民は混乱している。(p.24)

都: 平成 18 年 4 月に石原知事が記者会見で資料にある通りの発言をしたことは私どもも認識している。知事も本線に対しての考え方を申し上げたと認識している。

本線を地下に入れたということで、東八道路から南側の付属街路は廃止しているため、地上には道路計画はない状況である。

また外環の2については、現在都市計画変更をしていないので、その必要性、あり方というものを検討した上で、皆さんの考えもしっかりと聞いていきたい。(p.24)

構成員 F: 地域住民の反対が大きければ外環の2は自然消滅すると聞いている。この会議によっては中止もあり得るのか。(p.25)

都: 話し合いの会では課題から必要性、さらに影響、代替案を示しながら議

論していきたい。その中で多くの方から必要ないという意見だった場合でも、少人数で物事を決めることではないので、広く意見を聞きながら、都市計画道路としての機能が補完されるのかといった広域的な観点からも確認しながら決めていきたい。(p.25)

構成員 G: 都市計画審議会で説明を補完する資料(都市計画街路網図 3,000 分の 1 の図面)という回答であったが、これは土地収用委員会で決定する際の資料として利用されるのか。

また、これまでのオープンハウス等で私が見てきたのは 2,500 分の 1 の図面であるが、図面を出さないで議論を進めるということ自体が非常識である。(p.25)

都: 外環の2に関しては測量も行っておらず、用地買収用の図面として提出 するものではない。

前回、昭和 41 年都市計画決定にかかる書類の有無とそれを公表できるかどうかという質問であったので、私どもで所有している都市計画に関する資料について提示させていただいた。

この会で出さないと議論にならないとのことだが、公平性の観点からも、 開示請求をしてもらって出すことになっている。

今日は 2,500 分の 1 の図面を掲示していないが、次回から壁面に貼るように努力する。(p.26~27)

構成員 G: 最終的に土地収用委員会というのは都市計画決定した際の地域特定図に 基づいてやるので、都は土地収用する意思がないのか。(p.27)

都: 沿線の皆さまの補償の話をしているのはあくまで外環本線のジャンクションに係る部分等であり、本日時点で外環の2について補償についてお話をしているわけではない。

必要性とあり方について議論している段階であり、事業に進むという段階ではない。(p.27)

構成員 G: PI 会議を傍聴した際に、練馬区内の委員から上石神井商店街は売り上げが上がらないので買い上げてほしいという主張があった。私が聞いている限り、外環の2は、練馬区の上石神井商店街の買い上げ目的である。従って、一番の解決策は、東京都が上石神井商店街を買い上げてくれることであり、そうすれば他は何の影響も受けない。(p.28)

構成員 D: 構成員 A さんの資料からは、外環の2はなくなったものと考えられる。 都の資料を見ても、30 年前の都市計画の考え方から進歩がない。 外環の2については自動車交通の処理が中心で、環境の確保、ライフライン等は後付けとしか読めない。そうであれば外環の2は本線に付属するおまけみたいなもので、それを外環の2はそのまま残っているというのは理解に苦しむ。(p.28)

都: 外環の2の都市計画は現実に今あるものであり、その必要性やあり方を 検討したうえで、代替機能を確保して廃止ということになれば、市街地 はそのままに残るという選択肢もある。

環境やライフライン等の機能について、都市計画審議会で出されていないという指摘があったが、出されていないから機能が重要視されていなかったとは考えていない。(p.29)

構成員 D: 外環の2の計画がなくとも、防火対策は考えられる。

一番重要なのは、外環の2を残す必要があるかということ。

既に外環の2はないのではないかという資料がたくさん出てきており、 そこから議論する必要がある。(p.29~30)

都: 外環の2が無くても地域の防災機能や環境が十分担保できるのかという 議論もしなくてはならない。(p.30)

構成員 D: そうであれば、都知事がこの場に来て、外環の2はまだ残っているということを言ってほしい。(p.30)

構成員 A: 外環の議事録は7回の委員会で原稿用紙 1,000 ページ分あるが、外環の 2は4か所、合計しても1ページに満たない。(p.30)

> これを読むと外環本線と外環の2とは母屋と庇の関係である。後付けの 文章は抹消してほしい。外環本線と外環の2が別の都市計画ならば、環 状9号線のように別の名前をつけるべき。(p.30)

> 昭和41年、外環の2の都市計画審議会における議事録の内容について、 交通や防災などの機能の記載がないのであれば、こういう表現は抹消し てほしい。(p.31)

> 都はネットワークでつながっているというが、もみじ山憩いの森で途切れている。図面を用いて、ネットワークがつながっているという説明をしてほしい。(p.31)

沿線7市区長からの要望書の内容と、都からの回答を次回資料として出してほしい。(p.31)

先ほどの都の説明では、付属街路を廃止したとあったが、世田谷では 1号、2号は付属街路が残っている。廃止に至った理由も詳しく説明してほしい。(p.32)

この会は必要性の議論をする場ということであったが、そのために必要なコストが提示されていない。(p.32)

3つのケースについて、コスト(事業費、用地買収費、維持費)、立ち退き戸数。交通量、走行短縮時間、B/Cを出してほしい。(p.32)

さらに、昭和 41 年決定時の期待された効果を示してほしい。(p.32) 次のテーマに移る際には、石原知事にここに来てもらうということと、 外環の2がたたき台以降、地上にずっと残っていると主張している公式 文書を示すことをお願いしたい。(p.32)

都: 昭和 41 年都市計画審議会の議事録にないので資料を修正せよという点に関しては、こういう機能、考え方のもと計画されたものということで記載している。

サービス道路に関する前回の質問に対して、ネットワークについて、誤解を招く表現であった。そもそもサービス道路は、都市計画道路のネットワークとして位置付けられていない。それがなくても都内の都市計画道路のネットワークは十分持つという説明をしたつもり。(p.33~34)

構成員 G: サービス道路がなくともほかの代替道路があるので十分ネットワーク機能が働くと説明であるが、新しく道路を整備せずとも、十分首都圏のネットワーク機能は有効に機能するということである。(p.34)

都: 地先の交通処理や、歩行者や自転車はやはりサービス道路がなくては処

理できない。(p.34)

構成員 G: そういう考えならば、外環の2を整備しなくとも、首都圏のネットワー

ク機能は機能する。(p.34)

都: 私が説明したのは、目白通り以北の地上部街路についてである。

目白通り以南については、現在皆さんと話し合いを進めているところで

ある。(p.35)

(2) その他

構成員 G: 前回の傍聴者の「ご意見カード」の意見書の中で圧倒的に多かったのは

司会者に対する注文で、大きく分け3点あった。第一に司会者は自分の意見を言うべきでない。あくまでも司会者は中立公平な立場を守る、会

の時間配分を一方的に決めないようにする。

日本国の主権者が国民であることを念頭に置いて進めてほしい。(p.35)

構成員 A: 石原知事発言の真意、外環2が地上に残っているという公式文書の提示、

御厨先生に確認、の3点を"本日の整理"で必ず入れてほしい。(p.36

 $\sim 37)$

事務局: 開催案内はできるだけ早くお知らせするようにする。次回の開催は1月

頃を予定している。(p.37)

6. 確認された事項

第1回話し合いの会の議事要旨は一部修正した上で公表する。

- ご意見カードの記入については、特定の個人などを誹謗、中傷するような書き込は 公表しない。
- 配布資料については、資源削減のため、事前に送付したものを持参してもらう。

7. 次回へ持ち越された事項

- ・付属街路1号、2号以外が廃止された理由
- ・平成18年の石原知事の発言についての見解
- 有識者委員会の目的
- ・平成18年沿線7区市長の要望と回答の提示